**豊明市排水設備指定工事店のみなさまへ**

**～豊明市下水道課より大切なお知らせ～**

令和５年１０月１日より

１．豊明市に登録される指定工事店の指定に有効期限が設定され、新規指定及び更新時に手数料がかかります。

２．指定工事店の指定及び更新等事務手続きについては、名古屋市が代表受付（書類の提出先）となります。

※詳細は、別紙『名古屋市上下水道局より大切なお知らせ』を参照ください。

ます。

条例及び規則の改正により、令和５年10月１日から指定工事店の指定に有効期限が設定され、新規指定時及び更新時に以下の手数料を豊明市下水道課へお支払いいただきます。

・排水設備指定工事店の指定時　10,000円

・排水設備指定工事店の指定更新時　7,000円

　なお、令和５年９月30日までに本市から指定を受けている工事店様は、新規指定時の手数料はかかりませんが、指定を受けた日によって現在の指定の有効期限が決まり、更新手数料がかかります（下表参照）。更新後の有効期限は５年です。

|  |  |
| --- | --- |
| 指定を受けた時期 | 現在の指定の有効期限 |
| 1. 平成15年3月31日以前
 | 令和６年９月29日まで |
| 1. 平成15年４月１日～平成20年３月31日
 | 令和７年９月29日まで |
| 1. 平成20年４月１日～平成25年３月31日
 | 令和８年９月29日まで |
| 1. 平成25年４月１日～平成30年３月31日
 | 令和９年９月29日まで |
| 1. 平成30年４月１日～令和５年９月30日
 | 令和10年９月29日まで |

※更新時期になりましたら、別途郵便等でその対象となる工事店様に納付書を同封のうえお知らせいたしますので、手数料をお支払いください。

●連絡先

更新に関するお問い合わせ：豊明市下水道課工務係　0562-92-1126　FAX0562-92-1141

指定等事務代表受付：名古屋市上下水道局営業課　052-972-3637　FAX052-972-3676

書類提出先：名古屋上下水道総合サービス㈱　052-228-2611